

つぼみニュース



発行 NPO法人 後見つぼみ
 住所 : 横浜市港北区篠原北一丁目9番8号
 TEL : 045-834-9320 FAX:045-834-9321
 E-mail : kokentubomi@khe.biglobe.ne.jp
 ホームページ <https://kokentubomi.wixsite.com/website>

特集：第36回福祉大会

「横浜市心身障害児者を守る会連盟
 第36回福祉大会 行ってきました」

我がつぼみの須田理事が、「法人後見と申立支援」について講演を行うとのことでしたので、私もすかさず現地潜入レポートです。

親なきあとを心配される皆さんにとっては切実なお話、貴重な情報の一つであったろうと思います。

後から、もっと個別に勉強会をやってもらいたいとの声も寄せられたとのこと。



確かに大きな会場で自分だけのことについて質問をするのはなかなか気が引けますし、でもこんな場合はどうなの?と聞きたいことはそれぞれにたくさんお持ちなのだろうとひしひしと感じました。個別の状況に合わせて、よいタイミングに法人後見が利用できれば理想的なのだろうと思います。そのためには、きめ細やかな地域連携、情報交換をしながら、その人にとって必要な段階(もしかしたら、家族の任意後見かもしれませんし、遺言かもしれませんし)を総合的に考えながら支援していくことが望ましいですね。(高橋真佐子)

【お知らせ】

今年度WAM助成事業の報告書を「後見つぼみ物語 2022」と題して冊子にする予定です。法人後見自己評価は、別冊にする予定です。

法人後見自己評価

国の第二期基本計画策定に当たって行われたのパブリックコメントに、当法人から評価導入の意見を提出しました。

厚生労働省は、今、モデル事業の中で法人後見自己評価を新規提案しています。

そこで、当法人では、法人内に自己評価委員会（3人）を設置し、WAM助成事業の一環として厚生労働省の説明に沿った独自の評価領域、評価項目、評価基準を定め、評価票を作成しました。それに基づき評価委員会で自己評価を実施しました。

今、評価結果を製本にする作業を進めています。

なお、厚生労働省の説明とは、令和3年9月9日に最高裁家庭局が示した「法人を選任する際の考慮要素」を指しています。その考慮要素とは、①法人の事業の種類及び内容、②法人の財政基盤、③後見等事務を遂行する能力、④本人との利害関係の四つです。

そこで、つばみの評価票では、①法人運営、②財政基盤、③実施能力、④利害関係の四つの評価領域を定め、自己評価を実施しました。

自己評価結果報告書

～誰もが尊厳を守られる権利擁護支援～



長岡市 田中 翠恵 作

2022年12月

特定非営利活動法人後見つばみ
代表理事 中田 敏雄

法人後見自己評価票（法人運営）			
評価者		評価年月日 年 月 日	
評価項目（中項目）		評価結果	
<1 法人運営>		評価 A B C	
評 価 基 準	a 全部できている	評価小項目（中項目）で評価bが複数ある場合は、中項目（大項目）は評価Bとします。	
	b 一部できていない	同様に評価cが一つある場合は、上位項目は評価Cとします。	
	c できていない		
評価項目（小項目）		評価の着眼点	確認資料
01 法人設立	・法人として適正に成立、構成されているか ・法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉に適うもの（個人の尊厳の保持・尊重）であるか	法人登記履歴事項全部照査書 定款 設立趣意書 法人基本理念 広報冊パンフレット 事務所確保	a b c
02 総会開催	会員総会は開催されているか	議事録	a b c
03 理事会等開催	理事会 役員会は開催されているか	議事録	a b c
04 事業計画等	事業計画 事業報告 預算 決算は適切か	議事録 総会資料	a b c
05 情報公開	情報（定款、理事名簿、事業計画、報告、予算、決算、実績 法人基本理念）は公開されているか	ホームページ 内閣府NPO法人 広報誌等の発行、広報方法	a b c
06 コンプライアンス	個人情報保護規定は定めているか	個人情報保護規定 法人運営規程	a b c

評価票では、四つの領域で評価基準、評価項目を定めそれぞれの評価着眼点とその確認資料を定めています。コメント欄では、判断した理由を詳細に書きました。

評価実施は、福祉サービスの第三者評価調査員の経験のある中田、山野上、須田のそれぞれが行い、評価委員会版としてまとめました。

横浜市中期計画その1

横浜市中期計画に対して6項目のパブリックコメントを提出、横浜市の回答がありました。何ともはや、木で鼻を括ったような回答でした。

戦略2の政策10 地域の支えあいの推進の現状と課題について（45ページ）

意見1

最後に次の二つを加筆してはどうか。

1. 「体制づくりを一層推進」を「体制づくり、風土づくりを一層推進」
2. また、認知症高齢者など判断能力の不十分な人への総合的な権利擁護支援策が必要です。

理由 現状と課題に掲げられ、次の主な施策に繋がるからです。

＜横浜市回答＞

ご意見の趣旨につきましては、政策10「地域の支えあいの推進」に関するものとして、参考にさせていただきます。

戦略2の政策10 主な施策 4 身近な地域における権利擁護の推進について（46ページ）

意見2 文中、「買い物等の日常的な意思決定を支援する」は、「自律性・意思・好みを尊重する支援付き意思決定事業」としてはどうか。

理由 2022年9月9日付で明らかになった国連障害者権利条約に基づく日本に対する初の勧告では、障害者の自律性・意思・好みを尊重する支援付き意思決定メカニズムを確立するとなっているからです。

（Establish supported decision-making mechanisms that respect autonomy, will and preferences）

＜横浜市回答＞

ご意見の趣旨につきましては、素案の政策13「障害児・者の支援」に含まれていると考えております。ご意見も踏まえながら、着実に計画を推進してまいります。

意見3 同じく、「区社協あんしんセンター」は、「日常生活自立支援事業や横浜市障害者後見的支援事業」とすべきではないか。

理由 主な施策であって、実施する機関名ではないからです。また、日常生活自立支援事業だけでなく横浜市障害者後見的支援事業もこれに合致する施策のひとつです。

＜横浜市回答＞

ご意見につきましては、政策10「地域の支えあいの推進」の主な施策4「身近な地域における権利擁護の推進」に関するものとして、参考にさせていただきます。

横浜市中期計画その2

意見4 同じく、「相続や各種申請手続き等の法律行為を支援する」は、「身上保護や財産管理を行う」とすべきではないか

理由 法律行為を支援するでも誤りではないが、一般的な説明では「身上保護や財産管理を行う」と説明しています。現に、横浜市・横浜市社協発行の「ご存知ですか 成年後見制度」でもそのように説明しています。

＜横浜市回答＞

ご意見につきましては、政策10「地域の支えあいの推進」の主な施策4「身近な地域における権利擁護の推進」に関するものとして、参考にさせていただきます。

意見5 同じく、「地域で権利擁護を担う市民後見人」は、「地域で権利擁護を担う市民後見人・法人後見」とすべきではないか。

理由 大都市では、市民後見人と法人後見を並列で養成、育成しているからです。地域で権利擁護を担う実態にも合致します。第4期横浜市地域福祉保健計画でも「法人後見の普及・啓発事業」と「市民後見人養成・活動支援事業」としています。また、2022年3月25日に閣議決定した国第二期基本計画を見ても、優先して取り組む事項として、「市民後見人の育成、活躍支援」と「法人後見の担い手の育成」としています。

＜横浜市回答＞

ご意見につきましては、政策10「地域の支えあいの推進」の主な施策4「身近な地域における権利擁護の推進」に関するものとして、参考にさせていただきます。

意見6 施策指標として区社協あんしんセンター契約終了者数のうち成年後見制度利用移行者数を掲げていますが、日常生活自立支援事業利用者数や成年後見制度利用者数、区長申立件数、成年後見制度利用支援事業利用者数、横浜市後見的支援事業登録者数などを掲げる方がベターではないか。

理由 身近な地域における権利擁護の推進の指標ですから、区社協あんしんセンター契約終了者数のうち成年後見制度利用移行者数を掲げてもほとんど意味がないからです。

＜横浜市回答＞

ご意見のとおり、権利擁護の推進に係る取組は多岐にわたると認識しています。横浜市社会福祉協議会が実施する様々な取組のうち、必要な方を適切に成年後見制度につないでいくための一つの指標として設定させていただきました。ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

【編集後記】

今年度、後見つばみはWAM助成事業に取り組んでいます。次号発行は2月10日です。（須田）